

(件名) 台風第19号による被害状況について【第18報】  
(10月30日12時現在)

1 人的・物的被害の状況

市 町	人的被害					物的被害 (単位:棟数)						
	死者		行方不明	重傷	軽傷	住 家					非住家	
	うち 災害関連死					全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	公共 建物	その他
下田市				3			21	6	45			
河津町						1	1					
南伊豆町							30		6		15	
松崎町								7	11			
西伊豆町							21	1	38	1	20	
沼津市							27	41	125	20	7	
熱海市							16					
三島市			1				21	4	69	12	19	
富士宮市							6					
伊東市			1				52					
富士市							20					
御殿場市	1			1			3	6	4	2		
裾野市							1		15			
伊豆市						2	3	4	5	1	30	
<b>伊豆の国市※</b>							<b>27</b>	<b>306</b>	282		16	
<b>函南町※</b>						<b>2</b>	<b>3</b>	<b>34</b>	<b>255</b>	126	5	124
清水町								4	4	2	6	
小山町							3	3	8	4	6	
静岡市	1	1				1	43	33	79			
島田市								8	14			
焼津市								221	522			
藤枝市							7	33	51			
牧之原市	1						7	13	85	5	14	
吉田町								4	73		89	
磐田市											1	
袋井市								5	54		2	
掛川市								6	20			
御前崎市				1								
菊川市								24	123	8		
計	3	1	0	2	5	5	7	343	989	1,755	56	349

※伊豆の国市、函南町に災害救助法の適用を決定

(1号適用 適用日:10月12日(災害発生日))

※伊豆の国市、函南町に被災者生活再建支援法の適用を決定

(適用日:10月12日(災害発生日))

## 2 県・市の配備体制

災害対策本部：静岡県、伊豆の国市、函南町、小山町

※10/29 17:00 御殿場市災害対策本部廃止

## 3 県の市町への支援

- ・伊豆の国市及び函南町（災害救助法適用市町）に、連絡幹部（本庁職員）を17日朝から派遣し、災害対策本部運営・災害救助法の運用等を助言（伊豆の国市：25日で終了 函南町：継続中）
- ・両市町から県市長会・町村会を介して住家被害認定業務の支援要請を受け、応援職員を派遣（函南町：23日から継続中、伊豆の国市：24日から継続中）
- ・住家の被害認定調査方法等について、市町向け説明会を17日に開催
- ・10月24日から一ヶ月程度の間、伊豆市、伊豆の国市及び函南町に対して土木技術職員を派遣し、被災箇所の調査、査定設計書の作成等を実施
- ・10月28日から11月8日にかけて（休日を除く）、伊豆の国市原木地区の床上浸水家屋190戸に対して東部健康福祉センターから保健師及び栄養士を派遣し、健康指導、健康相談等を実施